

## 裁判例における真実相当性に関する判断の概要

○：真実相当性肯定事例

×：真実相当性否定事例

### ① 大阪地堺支判平成15年6月18日（判タ1136号265頁） ○（控訴）

通報者が、内部告発に対して懲戒解雇されたり、不当に長期間自宅待機処分をされるなどの報復等の行為をされ、さらに名誉を侵害されて、精神的損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案。

- ・主な通報内容：生協副理事長による生協資産の私物化・横領・背任
- ・通 報 先：大阪府
- ・主 な 証 拠：大阪府による指導検査結果、税務署による税務調査結果

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「本件内部告発文書等においては、前記前提となる事実2イ認定のとおり、他にも被告Dの私物化の例示として種々の事項が記載され、さらに、総括的に、背任、横領が存する旨記載されている。その根幹は、〔1〕被告Dが、いずみ生協の経費を用いて、身の回りの品々を揃えたり、海外旅行に行ったり、桜ヶ丘ホスピタルに入院したりと、被告Dのいずみ生協に対する私物化の事実が存すること、〔2〕ゴルフや狭山研修寮等の関係も含め、こうした私物化の事実は、被告D及び同Eにつき、背任、横領に該当すること、というものであるから、以下検討する」

「前記〔1〕の点については、上記のとおり、被告Dの眼鏡等につき少なくとも一時的にはいずみ生協の経費で業者への支払がなされた事実があること、いずみ生協の所有物とは解し難い高級腕時計のオーバーホール等がいずみ生協の経費で賄われていること、桜ヶ丘ホスピタルの使用はそのほとんどが被告Dによるものであり、しかも被告Dの入院に要した経費の8割程度はいずみ生協が支出していること、平成8年度の桜ヶ丘ホスピタルの入院利用日数中、被告Dの入院利用日数がほとんどであり、その入院日数自体多く、誰が食べたのかは別にしてもルームサービスで3日連続でステーキを注文していることや後日被告Dらが使用料として多額の金員をいずみ生協に返還していることなどからすると、被告Dの入院利用がいずみ生協の業務上必要なものであったとは到底考え難いこと、大阪府の検査結果1により、海外出張の精算等や渉外費の管理等につき不適正さが指摘されていること、税務調査の結果からしても海外出張における支出費用が調査研究費ではなく交際費とされたり、さらに経費であることも否定され賞与と認定されたものも多額あることに照らし、業務上必要な費用であったことに重大な疑問があること等からすれば、前記〔1〕に記載の私物化の事実は、真実であるか、少なくとも原告らが真実と信じるについて相当な理由があったといふべきである。」

「次いで、前記〔2〕は、前記〔1〕及び狭山研修寮、ゴルフ等の関係も含め、私物化が背任、横領という犯罪に該当するという事実を摘示するものである。」

この点、〔1〕の私物化の事実のみならず、狭山研修寮、ゴルフ会員権、ゴルフを伴う渉外活動、ハワイのコンドミニアムのいずれについてもこれらに関する私物化の事実につき、真実であるか少なくとも原告らが真実と信じるについて相当な理由があったと解すべきことは前述のとおりである。そして、被告Dは、いずみ生協の専務理事又は副理事長であって、最高責任者であるのみならず、後記（6）ア認定のとおり、いず

み生協の経営につき最高実力者でもあったから、前述のいづみ生協と自己との契約、いづみ生協からの金員支出については、すべて自らの立場のみならず、いづみ生協としての行為についてもいづみ生協のために事務を処理する立場において、自らの判断と権限により行ったと解される。

その行為の内容を見るのに、狭山研修寮につき、自らの私邸としての利用を予定して設計、建築させてその費用をいづみ生協に負担させ、また、居住する場合家賃を支払うべきところ、無償で居住したこと、ゴルフ会員権やハワイのコンドミニアムの利用権について、自ら以外の利用がほとんど見込めないのにこれらはいづみ生協に多額の代金を支払わせて取得させ、ほとんど自らが利用し、しかも、その利用状況からは業務上の必要性に疑問が大きいこと、ゴルフクラブ、ウェア等の経費としての支出についても贈答とされるが相手方が不明であり、その必要性に疑問があって、眼鏡、シャツ代、時計等の修理代支出とともに、私的な用途への支出と疑われて当然であること、海外出張費用に関し、税務上、調査研究費であることを否定されて交際費とされたものや、さらに経費であることを否定されて役員賞与と認定されたものも、支出の名目とは裏腹に、いづみ生協にとって必要のない私的な目的の支出であったものと疑われること、したがって、これらについては、自己若しくは第三者の利益を図って、いづみ生協の代表権を有する理事としての任務に背いた行為をして、いづみ生協に財産上の損害を与えたもの、すなわち背任行為に及んだものと受け取られても仕方がないものと考えられる。

また、上記各いづみ生協からの支出について、経費として仮払処理がなされ、それにもかかわらず、その精算が速やかになされず、年末に一括処理されていたとの指摘があり、また、経費として支出されたものにつき、税務上、その経費性を否定されたものがあることは前述のとおりであるが、そうすると、仮払を受けた金員につき経費としての目的外の支出をしたことが疑われ、定額渉外費について領収書のないものやチップ名目のものがあることにも同様の疑いがあることから、これらについて業務上横領を行ったものとの受け取り方もあり得る。

したがって、これらの点から、原告らが被告Dについて、背任、横領があったものと信じるについて相当の理由があったと解するべきである。」

## ② 大阪地判平成 17 年 4 月 27 日（労判 897 号 26 頁） ×（控訴）

動物園に勤務していた通報者が、園内のゾウに対する調教方法等に問題があるとしてテレビ局に内部告発をした後に受けた懲戒解雇は無効であるとして、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに解雇日の翌日以降の賃金・賞与等の支払を求めた事案。

- ・主な通報内容：問題となるゾウの死亡が、当該ゾウに対する虐待が原因であること
- ・通 報 先：テレビ局
- ・主 な 証 拠：当該ゾウの死亡の 8 ヶ月前に行われた、当該ゾウに対する厳しい調教の録画映像  
当該ゾウの死因に関する大学教授の意見書

### 【判決文抜粋（下線は引用者）】

「本件内部告発の内容は、原告が単にピコに対する調教が虐待に当たると考え、前記ビデオテープをテレビ朝日に提供することによって本件番組でテレビ放送をしてもらい、ピコに対する調教が虐待に当たるかどうかについて、広く世論を喚起しようとしたというにとどまらず、テレビ撮影の下での取材において前記 1（10）アで認定したとおり発言し、それを併せて放送してもらうことにより、本件施設においてピコ（引用者注：被通報事業者が飼育していたゾウの名前）に対して調教の名の下に虐待が行われ、それが原因となってピコが死んだにもかかわらず、被告会社はその事実を隠していることを本件番組の視聴者に訴えることであったといふ〔ママ〕なければならない。」

「したがって、原告がテレビ朝日に提供したビデオテープが実際のピコの調教の様態を録画したものであるからといって、直ちに本件内部告発の内容が重要部分において真実であるとすることはできず、原告が、テレビ朝日の取材に応じて撮影・録音させた発言内容のうち、本件番組で放送された部分も重要部分において真実であることを要するというべきである。」

「本件調教の初期である平成 11 年 4 月 19 日から同月 27 日までの 9 日間においては、厳しい調教がされたが、その後は、ピコに対し、そのような調教がされたわけではなく、同年 7 月以降には、ピコの四肢以外の傷は完治し、四肢の疾病の状態も徐々に回復してきていたのであって、このことや、前記の初期の厳しい調教からピコが死亡するまでには約 8 か月もの期間が経過していることを併せ考慮すると、本件調教がピコの死亡の一因になっていると直ちに推認することはできない。」

また、原告が提出したピコの死因に関する平成 16 年 1 月 8 日付け意見書（鳥取大学農学部教授 M 作成のもの。〈証拠略〉）には、ピコは死亡当時極度の消瘦状態にあったが、内臓の慢性疾患を罹患していたと認めるに足りる資料はないから、栄養状態が不良であったことが示唆されるとした上で、その原因としては、餌の減少のほか、肢端の創傷による体調不良、調教やその他の環境による極度のストレスの負荷による栄養吸収機能、代謝機能の低下を可能性として挙げていることが認められるものの、それはあくまでも可能性にとどまるのであって、前記意見書の記載をもって、本件調教がピコの死亡の一因となったと断定することはできない。」

「そうすると、本件摘示事実又は本件論評の前提となる重要な部分が真実であることの証明があったとはいえないから、原告がテレビ朝日の取材に応じて撮影・録音をさせた原告の発言中、本件番組中で放送された部分は、真実であるとは認められず、また、それを原告が真実と信ずるにつき相当な理由があるとも認められない。」

③ 東京地判平成 17 年 9 月 15 日（労判 905 号 37 頁） ×（控訴）

国立感染症研究所に勤務する厚生技官であった通報者が、感染研所長がした文書による嚴重注意が無効であることの確認と、国家賠償法一条一項に基づき同嚴重注意により精神的苦痛を受けたことに対する損害賠償を求めた事案

- ・主な通報内容：感染研の設備に不備があり、病原体等が漏出して生物災害が発生する具体的な可能性や危険性があること
- ・通 報 先：週刊誌記者
- ・主 な 証 拠：感染研から病原体等が漏出する可能性・危険性が否定し得ないことを示す資料・意見書

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「原告は、第二、1（2）キのとおり、感染研からの排気、排水、害虫逃げ出しの危険性、地震や火災等が発生したときの危険性に関して、週刊文春の取材に答えて、別紙「本件著作及び本件記事の具体的内容」Aに記載された趣旨の発言をし」たのち「本件記事になり、著書「科学者として」を出版し、その中で同イないしカの記載をした。また、Dによる文書偽造問題に関して、同著書において、同キ、クのとおり、記載した。

これらの記載内容は、本件著作や本件記事を読んだ一般人に対し、あたかも感染研の設備に欠陥があるために、病原体等が漏出して生物災害が発生する具体的な可能性や危険性があるとか、Dが感染研の意向を受けて犯罪行為を行い、感染研も組織ぐるみでそのような犯罪行為を行ったとの印象を与えるものであることは明らかである。」

「原告は、種々の意見書や統計資料等を証拠として提出し、感染研の設備に欠陥があると主張する。」

しかし、HEPAフィルターの性能が実験室の排気から微粒子の漏出を完全に防ぎ得ないこと、感染研が取り扱う病原体等の培養量から計算して一定量の病原体等が漏出していると考えられること、感染研のP2排水処理に滅菌設備がないことや耐震構造よりは免震構造が望ましいこと、防火対策が原告が望ましいと考える基準を満たしていないこと、感染研内部でゴキブリ等の害虫が発見されていることなどに関する資料や意見書等（書証略）は、感染研から病原体等が漏出する可能性や危険性を科学的に完全に否定しえないことを窺わせるとしても、逆に、これらの証拠からは、例えば、HEPAフィルターの性能に問題がないこと、安全キャビネットや排水設備には異常がないことなどが認められるのであって（書証略）、感染研から病原体等が現実に漏出し、生物災害が具体的に発生する可能性や危険性があることまでが根拠づけられるものではない。」

「したがって、本件著書及び本件発言のうち、感染研の安全対策の設備に欠陥があるなどと指摘した部分は真実とは認められないし、これらの事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったと認めることもできない。」

#### ④ 大阪高判平成 21 年 10 月 16 日 ○ (確定)

司法書士である被通報者の司法書士事務所に雇われていた通報者が、被通報者による退職強要といえる嫌がらせ行為やその結果としての雇用契約の合意解除は公益通報者保護法違反の不利益取扱いであるなどとして、損害賠償請求とともに雇用契約上の地位にあることの確認及び未払給与の支払を求めた事案である。

- ・主な通報内容：非弁行為（紛争の目的の価額が 140 万円を超えるため、司法書士の権限の範囲外となる紛争の法律事務の取扱い）
- ・通 報 先：法務局
- ・主 な 証 拠：当時の日弁連解釈、当事者本人の供述証拠、内部資料（ただし、通報後に取得）

#### 【判決文抜粋（下線は引用者）】

「(ア) 前記認定によれば、a 社の主張する残元本額は 257 万 5746 円であり、A の主張するそれは 216 万 9672 円であるから、a 社と A との残元本額についての争いの差額は 40 万 6074 円である。債務整理事件に関する裁判外代理権の範囲を、弁済計画の変更によって債務者（依頼者）が受ける経済的利益によって画する考え方によれば、本件和解によって A が得た経済的利益は 140 万円を超えないから、a 社と A の「紛争の目的の価額」は 140 万円を超えず、非弁行為には当たらないことになる。これは、上記注釈書の示す見解であり、司法書士の実務で行われている見解に沿うものである。

(イ) 他方、a 社と A との間の民事に関する紛争を解釈しようとするれば、残元本額を確定するだけではなく、改めて利息を合意し、残債務の繰り延べ弁済の方法を確定することが必要であり、本件和解でも、残債務額を確認した上で、利息を年利 6 パーセントに減額し、元利金を 5 万円ずつ 50 回に分割弁済することが合意されたことが認められる。このように、貸金債権に関する紛争解決を合意したものであるから、本件和解における交渉の対象はその債務全体であると考えらるならば、本件和解に係る「紛争の目的の価額」は、最終的に弁済が合意された 219 万 3746 円ということになり、そうすると、控訴人が、A の代理人として本件和解を行った行為は、弁護士法 72 条に抵触する非弁行為であることになる。これは、上記のとおり、日弁連等が主張している見解に沿うものといえる。」

「第 1 事案については、控訴人の行為は非弁行為といえず、又は、仮に司法書士の権限の範囲外の行為であとしても弁護士法 72 条違反の犯意が認められないものであるが、控訴人の行為を違法と解する見解もあり、これは日弁連等が主張しているもので、司法書士会に対してその見解を明らかにしており、その主張にもそれなりの根拠があると解されるから、上記の見解があることは司法書士である控訴人は当然に知っていたものと認められる。したがって、被控訴人が「債権者の主張する債権額総額」（民事訴訟法 8 条の「紛争の目的物の価額」の基本的な考え方に沿う。）を基準にして、被控訴人の体験した事実に基づき（その後、被控訴人が書類を持ち出しているように、証拠による裏付けも有していた。）司法書士が取り扱えない業務である旨を通報した場合にあっては、被控訴人は非弁行為がなされたと「信ずるに足りる相当の理由」の下に通報したものであり、そのことを控訴人も容易に了解し得たものと認めるのが相当である。」

⑤ 東京地判平成 23 年 6 月 21 日 ×

通報者が、勤務先の取引先や監督行政機関に対し、虚偽の事実を記載した電子メールを送信するなどして、原告の営業を妨害し、信用を毀損したとして、損害賠償請求を受けた事案

- ・主な通報内容：製品の原料に腐敗卵が使用されていること
- ・通報先：取引先窓口、保健所
- ・主な証拠：原料として6ヶ月程度保管された卵が使用されることがあること原料として割卵したところ、腐敗が明らかとなった卵の写真

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「被告は、b乳業に対する通報において、「b乳業東京工場へ納品されている原告の製造する液卵に使用されている卵は腐っている」との事実を告知し、c製パンが原告との取引を停止したとの事実、及び保健所が立ち入り調査を行い原料卵の記録等を押収したとの事実を告知することで、b乳業に納品されている本件製品の原料に腐敗した卵が使用されているとの事実が真実であることを根拠づけようとしたものといえる。」

「被告は、本件製品の原料として使用される卵は、外部倉庫である土浦北倉庫等における保管期間が6か月等と長いものがあり、その保管方法が冷蔵されないまま置かれるなど適切ではないこと、割卵された卵の移動する速度が早く、多数存在する腐敗あるいは腐敗寸前の卵がオペレーターにより除去しきれないことから、本件製品の原料に腐敗した卵が含まれているとの主張をし、それに沿う供述をする。」

確かに、本件工場において、本件製品の原料として6か月程度保管された卵が使用されることがあったとは認められる（甲1の23、証人F、証人E）が、それらの原料卵が冷蔵されないままで保管されていたことを認めるに足りる証拠はない。

（中略）

割卵された卵の入った容器の移動スピードが速く、不良卵を除去しきれない、原料に腐敗した卵が混入するところを見たとの被告の供述は、被告がオペレーター業務に関与した経験がないこと、上記上述が極めて抽象的で具体性を欠くこと、及び上記認定事実に照らし、採用できない。」

「被告は、平成20年9月23日に本件工場で本件製品の原料卵として割卵された腐敗した卵の写真（乙1、11）を提出している。本件製品の製造には多数の卵が使用されるところ、農産物である性質上、卵には腐敗したものがあり得ること、腐敗した卵が割卵前に除去されず割卵されることがあること自体は否定できないことであるが、それを超えて、腐敗した卵が本件製品の原料として混入したかについては、上記（ア）で検討したとおり、これを認めるに足りないというべきである。上記写真は、被告の供述によっても、製造過程において除去されたものであり、腐敗卵が本件製品の原料に混入したことの証拠とはならないし、他にも腐敗卵が多数存在したとの事実を推認されるものではない。」

「エ 以上によれば、被告がb乳業に対し告知した、b乳業東京工場に納品されている本件製品に使用されている卵が腐っているとの事実は真実であると認めることはできない。そして、c製パンが原告との取引を停止したとの事実及び保健所が原告の記録等を押収したとの事実は虚偽の事実であるから、被告がb乳業に対する通報において摘示した事実は、その重要な部分について真実であると認めることはできない。」

オ 次に、被告がb乳業に対する告知事実を真実であると信じたことについての相当な理由の有無が問題となるが、c製パンの取引停止の事実及び保健所による記録等の押収の事実については、被告が事実の存否について何らかの確認を行ったと認めるに足りる証拠はなく、被告がこれを真実であると信じていたとしても、それについて相当の理由があるとは認められない。

また、被告は、本件製品の菌検査の結果が納品先に通知されているにもかかわらず、何ら合理的な根拠なく、通知がされていないとの認識を有していたこと（乙2）、被告は未殺菌の液卵の製造を担当しており、殺菌液卵である本件製品の製造には関与していなかったこと、並びに上記イ及びウで認定した事実を照らすと、本件製品に腐敗した卵が混入しているとの事実を真実であると信じていたことについても、相当の理由があるとは認められない。原告はb乳業に納品する本件製品の原料卵には採卵日から7日以内の卵を使用することとし、製品に含まれる菌数についても特に厳格な基準で管理していたが（甲1の24、証人F、証人E）、被告がこの事実を認識していたとは窺えないことからすると、なおさら相当な理由があるとは認められない。」

⑥ 東京地判平成 25 年 11 月 12 日（判時 2216 号 81 頁） ×（控訴）

通報者の勤務先が、通報者に対して、通報者が、マスメディアに働き掛けて自らを取材させマスメディアをして虚偽の内容を報道させ、又は自らマスメディアに対する記者会見をし、あるいはトークイベントやインターネットラジオ等において発言することにより、勤務先に関する虚偽の内容の事実を摘示し、また、それに関して意見ないし論評を表明し、勤務先の名誉及び信用を毀損するとともに、勤務先の商標価値を毀損したなどとして損害賠償請求をした事案

- ・主な通報内容：ハラスメントや年齢・容姿等の外見的な理由による人事処分がなされていること  
従業員に対する自社商品の購入強制
- ・通 報 先：新聞社記者
- ・主 な 証 拠：社内メール、当事者本人の尋問結果、陳述書

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「別紙 1 記載の各記事等で摘示された事実のうち、重要な部分は、〔1〕原告プラダジャパンにおいて女性従業員に対してハラスメントや年齢、容姿等外見的な理由による降格・異動処分が行われ、退職を余儀なくされていること、〔2〕原告プラダジャパンにおいて売上げを増やすため従業員に対する自社商品の購入強制が行われていること、〔3〕被告が、原告プラダジャパンの幹部から「髪型を変えろ。やせろ。プラダルックに変えろ。醜さが恥ずかしいからイタリアからの訪問者には会わせたくない。」と言われ、そのことをプラダ本社に報告したことを理由に解雇するとされ、その後、被告に対して二転三転する人事対応が行われたこと、〔4〕被告が虚偽の陳述書の作成を従業員に強要したことである。」

「被告は、P 1 社長は年齢や容姿等外見的な理由で約 1 5 名の店長や副店長を解雇するよう指示し、P 5 人事部長は約 1 3 名について降格・異動を命じ、ほとんどが退職した旨も供述する（陳述書を含む。）が、被告がこのような不当人事について個別に話を聞いたとする P 1 2（甲 5 6）、P 1 3（甲 6 8）、P 1 4（甲 7 0）及び P 1 5（甲 9 9）の陳述書、並びに P 5 人事部長（甲 9 8）及び P 1 社長（甲 9 7）の陳述書などの記載に照らすと、被告の上記供述も直ちに採用することができない。」

「ウ（ア）本件全証拠によっても、原告プラダジャパンにおいて売上げを増やすため従業員に対する自社商品の購入強制が行われていることを認めることはできない。」

（イ）かえって、証拠（甲 5 1、5 6、5 7、5 9 ないし 7 2、7 5 ないし 7 7、9 0）及び弁論の全趣旨によれば、原告プラダジャパンの従業員販売について、次のとおりの事実が認められ、これに反する被告の供述は前掲証拠に照らして採用することができない。」

「本件全証拠によっても、被告が、原告プラダジャパンの幹部から「髪型を変えろ。やせろ。プラダルックに変えろ。醜さが恥ずかしいからイタリアからの訪問者には会わせたくない。」と言われ、そのことをプラダ本社に報告したことを理由に解雇するとされ、その後、被告に対して二転三転する人事対応が行われたことを認めることはできない。」

（イ）かえって、証拠（甲 3 6、5 6 ないし 6 2、7 0、7 2 ないし 7 5、7 7 ないし 8 1、8 3、8 5、8 6、9 0、乙 1、3、5、1 0、1 1、1 4）及び弁論の全趣旨によれば、被告に対する指導及び被告が解雇されるに至った経緯について、次のとおりの事実が認められ、これに反する被告の供述は前掲証拠に照らして採用することができない。」

「本件全証拠によっても原告プラダジャパンが虚偽の陳述書の作成を従業員に強要したことを認めることはできない。店舗従業員の作成した陳述書の記載内容は概ね一致しているところ、原告プラダジャパンを既に退職した P 2 3 も同旨の陳述書（甲 6 7）を作成していることからすると、店舗従業員らの陳述書の記載

はいずれも信用でき、虚偽であるとは認められない。P 1 5 課長の陳述書（甲 9 9）についても、これを虚偽であると認めるに足る証拠はない。」

「以上によると、別紙 1 記載の各記事等の記載のうち重要な部分が真実であることが立証されたということとはできない。」

また、被告が、原告プラダジャパンの内部の人間であり、しかも販売目標を達成するための店舗指導を業務内容とすることに照らすと、原告プラダジャパンにおいて、女性従業員に対するセクシャル・ハラスメントや年齢、容姿等外見的な理由による降格・異動処分等が行われており、また、従業員に対する購入強制が行われていると信じたとしても、そのことについて相当の理由があるとは認められない。したがって、これらの点について虚偽の陳述書が作成され、原告プラダジャパンがそれを指示したと信じたことについても相当の理由があるとは認められない。また、被告が、被告自身に対する P 5 人事部長を通じた P 1 社長の指導や被告自身の退職の経緯について上記 3（4）エで認定したところと異なると誤信したとしても、そのことについて相当な理由があるといえないことも明らかである。」

⑦ 東京地判平成 26 年 9 月 4 日 ×

通報者の勤務先が、従業員であった通報者に対し、虚偽の事実を記載した書面を配布されたことにより、営業上多大な不利益を受けたとして、損害賠償請求を求めた事案

- ・主な通報内容：違法な一括下請け工事、有資格者の現場への配置違反、横領・背任、工事監理（原状回復工事）の差別的取扱い、職権濫用、パワハラ等
- ・通 報 先：取引先等
- ・主 な 証 拠：被通報者の支店関係者供述（ただし、被通報者と対立関係にあった）、請求書、発注書

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「本本文書は、1として違法な一括下請け（いわゆる丸投げ）工事の事実、2として有資格者（施工管理技士）の現場への配置違反の事実、3として原告の本社幹部の契約違反行為の事実、4として原告の従業員の指示による有資格者（施工管理技士）の現場への配置違反の事実、5として原告の本社職員による横領及び背任行為の事実、6として原告の工事監理（原状回復工事）についての差別的取扱の事実、7として原告の職員による職権濫用及びパワーハラスメントの事実をそれぞれ摘示する内容となっている。」

「本本文書配布行為の摘示事実の真実性についても、摘示事実の真実性についての被告提出にかかる旧 P 4 店の関係者の供述については、同人らが原告と対立関係にあったことからわかに信用しがたく、また、被告提出にかかるその余の書証（乙 7 から乙 1 9 などの請求書、発注書等）については、それのみでは、本本文書配布行為の摘示事実の根幹部分について真実であったとまでは認められない。」

⑧ 東京地判平成 27 年 1 月 14 日（労経速 2242 号 3 頁） ○

勤務先を解雇された通報者が、解雇が無効であるとして、労働契約上の地位の確認並びに賃金等の支払を求めた事案

- ・主な通報内容：店舗の衛生管理が不十分で、食中毒の危険があること  
従業員の商品衛生に対する意識が低いこと
- ・通 報 先：保健所
- ・主 な 証 拠：当事者本人の供述証拠  
1 年以内に当該事業者の従業員に対する保健所の講習会が開かれていること

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「原告は、世田谷保健所に対し、被告において不衛生な状況が見られる、食中毒の危険性があるとして、具体的には、見聞事項〔4〕ないし〔8〕、通報事項〔3〕、〔5〕等を告げたことが認められる（証人 e）。また、通報事項〔1〕、〔2〕、〔4〕についても、1 2 月 2 5 日の立入検査の際、被告が事情を聞かれている（証人 g）ことからすれば、原告が世田谷保健所に通報したと認めるのが相当である。」

「通報事項〔1〕ないし〔5〕については立入検査の結果でも事実であることの確認がされておらず、見聞事項〔4〕ないし〔8〕についても直ちにかかる事実が存在したとは認められていない。

しかしながら、見聞事項〔4〕についてポットに味噌汁を入れたときの衛生管理について検討すること、見聞事項〔8〕についてスプレー式の除菌剤の使用方法について社内で話し合うことについて指導注意がなされ、また、それ以外にも大量調理を行う町の弁当屋ではよく見られることではあるものの、厚生労働省が策定した大量調理マニュアルからするといくつかの不備があるとして 1 5 項目にわたる衛生指導がなされている（乙 1 0、証人 e）。

また、原告が世田谷保健所に通報した、見聞事項〔4〕ないし〔8〕、通報事項〔1〕ないし〔5〕は、被告の従業員の食品衛生に対する意識が低いということの具体的な指摘であるとも評価しうるところ、平成 2 5 年 2 月 7 日、世田谷保健所において、被告の従業員に対して食品衛生講習会が開かれているところでもある（甲 2 4）。

こうしたことからすれば、原告の行った通報の根幹部分である本件店舗に不衛生な状況が見られ、食中毒の危険性がある、又は、被告の従業員の食品衛生に対する意識が低いということについて、全くの虚偽であると言い切れるかについては疑問があるし、少なくとも原告がそのように信じたことについてはそれ相応の理由があるといえる。」

⑨ 東京地判平成 28 年 1 月 14 日（労判 1140 号 68 頁） ×

通報者が、勤務先に対し、配置転換命令、降格処分、出向命令、懲戒解雇はいずれも無効であると主張して、通報者が労働契約上の権利を有し、降格処分前の地位にあること、配置転換先及び出向先に勤務すべき労働契約上の義務がないことの確認や未払賃金等の支払を求めるとともに、勤務先が通報者の内部告発に関するプレスリリースを発出したことにより通報者の名誉を毀損し、懲戒委員会を開催して通報者を難詰し、全く合理性のない配置転換命令等を乱発し、無効な降格処分及び懲戒解雇をするなどした一連の行為が、勤務先の通報者に対する不法行為を構成すると主張して、損害賠償請求を行った事案。

- ・主な通報内容：被通報者が不適切な会計処理をしていること  
被通報者が独占禁止法違反行為を行っていること  
被通報者の海外事業においてマネー・ロンダリングの犯罪要件が構成されていたこと等
- ・通 報 先：新聞社記者
- ・主 な 証 拠：当事者本人の尋問結果、陳述書

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「本件告発状の記載のうち、被告が真実でない」と主張する別紙 3（被告主張の虚偽記載）記載の各記述について、これらを裏付ける客観的資料は乏しく、原告本人尋問の結果と原告の陳述書（甲 37。以下、併せて「原告の陳述書等」という。）のほかには、上記各記述の真実性の認定に供し得る的確な証拠はないものといわざるを得ない（原告は、65 億円の経常利益見込みを 80 億円にかさ上げして公表した旨の記載〔別紙 3 記載 1（1）、（2）オ〕に関し、市況に関する報道内容や、紙製品、原材料の価格等についての証拠〔甲 21、22、26 ないし 29、31、32〕を提出するが、これらの証拠は、被告の公表した利益見込みが客観的に過大であったことを示し得るということではできても、被告が見込んでいた経常利益の額が実際には 65 億円であったとか、被告が経常利益見込みを意図的にかさ上げたとかいうことまでを示すものとはいえない。）。そして、原告の陳述書等は、上記各記述の大半について、被告の従業員から聞いたという伝聞や、原告が業務上見聞きした断片的な情報に基づく推測を根拠としていて、自ら確認をしていないものであるし、直接体験したという事柄についても客観的な裏付けを欠いているのであって、容易に採用することができないものといわざるを得ない。そうすると、上記各記述が真実であったとは認めるに足りず、原告がこれらの事実を真実であると信ずるについて相当な理由があったと認めることもできないというべきである。」

⑩ 東京高判平成 28 年 12 月 7 日（判時 2369 号 61 頁） ×

私立小学校の教職員が、通報後にされた懲戒解雇等の処分が無効であるとして、労働契約上の地位の確認や賃金等の支払を求めた事案

※第 1 審（東京地判平成 28 年 4 月 25 日）では、懲戒解雇・普通解雇いずれも無効であると判断。

・主な通報内容：学校法人の理事が保護者から現金を受け取るなど横領又は背任に該当する行為をしていること

・通報先：千葉県

・主な証拠：当事者本人の供述証拠（保護者から聞いた話など）

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「前記認定のとおり、本件告発は、千葉県に対し、一審被告学園において不健全な経営が行われ財務状況が悪化していることから、財務状況の調査を求めるのみならず、一審被告 Y 1 及び同 Y 2 について、多数の行為を指摘して、横領・背任等の刑罰法令に違反する行為があるとして、一審被告 Y 1 及び同 Y 2 を理事から解職するよう求めるものである。

しかるところ、一審被告学園に監督権限を有する千葉県に対し、一審被告学園の理事に犯罪行為があるとして告発する場合には、それがたとえ公益目的でなされた場合であったとしても、誤った告発によって当該理事の名誉を傷つけるのみならず、一審被告学園の信用を害し、その業務に支障を生じさせる恐れがあることから、告発を行う一審原告 X 1 においても、告発内容が真実であると信じるに足りる相当な根拠を有することが必要であり、このような根拠なく誤った告発を行った場合には、一審被告学園の運営及び業務に重大な支障となりうる行為といえ、また、一審被告学園の教職員としての資質・能力に重大な疑いを生じさせる行為であって、一審被告学園との雇用契約上の信頼関係を損なうものといえるから、就業規則 4 7 条 1 号及び 4 号に該当するものと解される。

既に判示したとおり、本件告発において、一審被告 Y 1 及び同 Y 2 について、刑罰法令に違反する行為として指摘された行為（本件告発内容①、同②、同③）は、いずれも横領・背任等の刑罰法令に違反するものとは認められず、この点において本件告発は誤った告発である。しかも、既に判示したとおり、一審原告 X 1 がこれらの告発を行った根拠は薄弱で、容易に確認できる事項の確認もなされておらず、一審原告 X 1 において、これらの告発内容が真実であると信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。

以上によれば、普通解雇事由 2 は、就業規則 4 7 条 1 項及び 4 項に当たるものと認められる。

（イ）一審原告 X 1 は、上記行為が普通解雇事由に該当するとしても、これに基づき解雇することは社会通念上相当とはいえず、解雇権の濫用に当たり無効であると主張する。

しかしながら、本件告発は、一審被告学園の理事らに横領・背任等の多数の刑罰法令に違反する行為があるとして監督権限を有する千葉県に対し告発をなすものであるが、このような重大な内容の告発を行うものでありながら、その根拠は薄弱で容易になすべき確認すら行わずに、誤った告発を行ったものであることから、これに基づく解雇が社会通念上相当性を欠くとはいえず、一審原告 X 1 の主張は採用できない。」

⑪ 東京地判令和3年3月18日（労判1260号50頁） ○

宗教団体の職員が、通報後にされた懲戒解雇等の処分が無効であるとして、労働契約上の地位の確認や賃金等の支払を求めた事案

- ・主な通報内容：宗教法人が有する宿舎について不当に安い価格で売却がされており、総長等の横領ないし背任の事実があること
- ・通報先：宗教団体幹部、警察
- ・主な証拠：登記簿謄本、不動産鑑定書

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「被告の事務所に本部を置く政治団体の長であるA5会長及び被告の代表者であるA1総長が、本件売買についての背任行為に関与したとの事実、及び、被告の幹部職員であるA7部長及びA8課長が、この背任行為に加担し、これを隠匿するために原告X2に根拠のない叱責を加えているとの事実を、それぞれ多数人に対して摘示し、もってA5会長、A1総長、A7部長及びA8課長の社会的評価を低下させ、これらの者の名誉を毀損し、これらにより、被告の信用を毀損し、被告の組織における秩序を乱す行為であり、また、神職の定めにも反する行為であり、被告の就業規則に定める懲戒事由に外形的に該当する行為である。」ものの、「本件文書を理事2名に交付した当時、原告X1が、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったから、公益通報者を保護し、公益通報の機会を保障することが、国民生活の安定などに資するとの公益通報者保護法の趣旨などに照らし、本件文書の交付をもってこれらの事実を摘示した行為は違法性が阻却されて懲戒すべき事由といえないというべきである。」

「A7部長が、部長会において、A6部長とともに、本件売買を年度内に早期に行うよう原告X2に求めた事実があることなど（1(5)オ）から、原告X1は、A7部長が背任行為に加担していたと信じていたものであり（甲82、乙36の1p3、原告X1本人）、何らの根拠もなかったわけではないこと、被告の信用毀損に関し、A7部長の背任行為への加担は従たる事実であり、主たる事実については、真実と信じるについて相当な理由があったこと、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったことから、この点を重視することはできず、解雇に相当するとはいえない。」

## 【その他、真実性について判断された事例】

### ⑫ 東京地判平成14年10月18日（労判837号11頁） ○

米の販売等を行う会社の職員が、通報後にされた退職金不支給等の処分が無効であるとして、退職金等の支払を求めた事案

・主な通報内容：ブランド米100%と表示している商品にそれ以外の米や古米を混入して販売していること

・通報先：顧客

・主な証拠：代表者の発言、精米指示票

【判決文抜粋（下線は引用者）】

「証拠（証拠略）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成8年から米の販売を開始し、農家から直接購入した上質の米である旨宣伝していたこと、平成10年には新米と古米を混ぜて販売するようになり、平成10年2月3日、支部との団体交渉において、支部からこのような混合米の販売を止めるよう要望されたのに対し、乙山社長が「古米を混ぜるのは、どこの米屋もやっていること。たいしたことではない。」旨述べたこと、被告は、乙山社長が作成した精米指示票により、〔1〕平成12年9月22日から同月28日までの間、同年収穫の新潟県の中魚沼郡川西町で生産される川西米と、平成11年収穫の川西町産のカルゲン米（カルシウムを含むもの）を、概ね前者3ないし4、後者1の割合で混ぜて、合計1572キログラムを精米するよう指示して、その後、川西米100パーセントと表示して販売し、〔2〕平成12年10月2日から同月7日までの間、上記〔1〕と同様に混ぜた米を、合計1818キログラムを精米するよう指示し、その後、川西米の「新米」100パーセントと表示して販売し、〔3〕平成12年9月1日及び同月5日、同年収穫の千葉県匝瑳郡光町日吉地区で生産される日吉米と、平成11年収穫の日吉米を、概ね前者3、後者1の割合で混ぜて、合計987キログラムを精米するよう指示し、その後、日吉米100パーセントと表示して販売し、〔4〕平成12年10月11日から同月13日までの間、平成12年収穫の日吉米と平成11年収穫の川西町産のカルゲン米を、概ね前者3、後者1の割合で混ぜて、合計2040キログラムを精米するよう指示し、その後、日吉米100パーセントと表示して販売し、〔5〕平成12年10月7日から平成12年11月30日までの間、平成12年収穫の日吉米等と筑波米を、概ね前者3、後者1の割合で混ぜて、合計6115キログラムを精米するよう指示し、その後、日吉米100パーセントと表示して販売したこと、被告が分会執行部から本件文書を示された平成12年12月21日ころ以降、上記のような混合米の販売を止めたことが認められる。これらの事実によれば、被告は、本件文書が顧客に送付される直前まで、川西米又は日吉米の新米と古米を混ぜたものや、日吉米100パーセントと表示した米に茨城米を混ぜたものを販売していたといえる。

そして、一般に、消費者が米を購入する際に、新米であるか否か、2種類以上の米を混合したものであるか否かを重要な判断事項にしていること（このことは、被告が平成13年以降に配布した宣伝物に「一切ブレンドなし」、「一切混ぜ物はありません」等と記載していること（証拠略）からも認められる。）を併せ考えると、上記〔1〕ないし〔5〕の行為は、いずれも商品の品質として表示すべき重要事項について、実際と異なる表示をしたか、又は購買者の多くが実際と異なるものと理解するような表示をして販売したものと見える。したがって、上記〔1〕ないし〔5〕の米の販売行為は、不正行為であり、顧客に対する背信行為であるといわざるを得ない。

・以上によれば、本件文書の内容は、被告が、魚沼米又は多古米に古米を混ぜたもの、及び多古米100パーセントと表示した米に茨城米を混ぜたものを販売し、顧客をだまし続けているという主要な点において真実というべきである」

### ⑬ 広島高裁岡山支部平成 29 年 12 月 21 日判決 ○

公立大学の教職員が、通報後された停職および授業停止命令の各懲戒処分について無効であるとして未払給与等の支払いを求めた事案

※第 1 審（岡山地判平成 29 年 3 月 29 日（労判 1164 号 54 頁））では、懲戒処分事由該当性自体を否定。

- ・主な通報内容：大学入試においてセンター試験の成績が一定以下だった者を合格させないため実技試験の得点を低く訂正するとの点数操作がされていること
- ・通 報 先：大学・報道機関
- ・主 な 証 拠：関係者供述、以前の入試における採点状況

#### 【判決文抜粋（下線は引用者）】

「前記 3 のとおり、非違行為①及び非違行為②は、それぞれ一部理由があり、非違行為③は、理由があるから、本件停職処分は、一部処分事由が認められる。

しかし、非違行為①において問題となった採点操作は、前記 2 のとおり、控訴人が学生募集要領で公表していたものと異なる入試合格者の決定方法を行うというものであるから、控訴人を志願する受験生の利益を不当に侵害するものであり、公立大学という控訴人の性質に鑑みれば、到底許されるものではない。そうすると、一箇年度の入試における採点操作の既遂及び他の年度の入試における採点操作の未遂を内容とする本件情報提供は、その一部に真実とは認められない事実を含むものの、受験生に公開されていない方法で採点操作をするという基本的な事実が、公益の面から公開されてもやむを得ないものとして真実と認められるから、その重要部分において違法とはいえない。したがって、このような本件情報提供をしたことを内容とする非違行為①を処分事由として、戒告、減給を選択することなくした本件停職処分は、相当と認められない。」

(以上)